

平成29年度しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画） 進捗管理実施要領

平成29年4月1日決定

第1 趣旨

この実施要領は、長野県総合5か年計画進捗管理制度要綱（平成25年4月1日制定）第3の規定により、平成29年度に実施する進捗管理に関し、必要な事項を定める。

第2 進捗管理の基本的事項

1 進捗管理の対象

- (1) しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）に掲げるプロジェクト
- (2) しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）の施策の総合的展開に掲げる施策

2 進捗管理の主体

進捗管理の主体は県とする。

3 進捗管理の時点

原則として、平成28年度末までの実績を踏まえて実施するものとする。

4 進捗管理の観点

(1) プロジェクト

ア プロジェクトの達成目標やアクションの進捗状況を参考に、関連指標・データに基づく客観的な分析を行い、今後の取組の方向性について総括する。

プロジェクトの達成目標については、あらかじめ設定した目安値と実績値との比較により進捗状況を把握し、要因の分析を行うとともに今後の取組を検討する。

プロジェクトを構成するアクションについては、関連事業の点検結果を整理した上で、進捗状況を分析する。

イ プロジェクトの進捗状況を踏まえ、今後の取組の方向性等について有識者の意見を聞く。

(2) 施策の総合的展開に掲げる施策

施策の達成目標について、あらかじめ設定した目安値と実績値との比較により進捗状況を把握し、要因の分析と今後の取組を検討する。

第3 進捗管理の実施方法

1 実施の通知

企画振興部は、関係部局及びプロジェクトの総括マネージャーに進捗管理の実施を通知する。

2 進捗管理書等の作成

(1) プロジェクト

関係部局は、達成目標の進捗状況等を記入し、プロジェクトの総括マネージャーに提出する。

プロジェクトの総括マネージャーは、関係部局と調整し、様式第1号を取りまとめて企画振興部に提出する。

(2) 施策の総合的展開

関係部局は、施策の総合的展開の進捗状況一覧表（様式第2号）を作成し、企画振興部に提出する。

3 有識者からの意見聴取

プロジェクトの総括マネージャーは、プロジェクトの進捗状況を把握し、今後の取組の方向性等について有識者から意見を聴取する。

4 進捗管理書等の調整・確定

プロジェクトの総括マネージャーは、有識者からの意見等を参考に、関係部局及び企画振興部と連携して、様式第1号の進捗管理結果を確定させる。

第4 進捗管理結果の活用

進捗管理結果は、翌年度以降のプロジェクトや施策の改善に活用し、次年度施策に反映する。

第5 進捗管理結果の公表及び県議会への報告

1 進捗管理結果の公表

進捗管理結果について、県ホームページへの掲載、行政情報センター等への備え付けなど、各種広報媒体により公表するものとする。

2 県議会への報告

長野県基本計画の議決等に関する条例（平成17年条例第50号）第5条の規定により、進捗管理結果を県議会へ報告する。

第6 補則

この要領に規定するもののほか、進捗管理の実施に関し必要な事項は、別に定める。